

# 播磨区域都市開発区域建設計画

平成18年7月  
兵庫県

# 目 次

1. 計画の性格	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本的方向	1
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	7
6. 産業の業種、規模等に関する事項	8
7. 土地の利用に関する事項	11
8. 施設の整備に関する事項	14
9. 環境の保全に関する事項	20
10. 防災対策に関する事項	22

## 1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、播磨区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2. 計画の対象区域

この計画の対象区域は、昭和40年5月15日に総理府告示第15号をもって告示した都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。

### 東播磨地域

明石市、加古川市、高砂市、加古郡稲美町、同郡播磨町

### 北播磨地域

西脇市（一部）、三木市（一部）、小野市、加西市、加東市（一部）

### 中播磨地域

姫路市（一部）、神崎郡福崎町

### 西播磨地域

相生市（一部）、赤穂市（一部）、たつの市（一部）、宍粟市（一部）、  
揖保郡太子町、赤穂郡上郡町

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4. 計画の基本的方向

### (1) 区域の性格、課題

本区域は、東経135度の日本標準時子午線が走る日本の地理的中心（へそ）に位置する。自然的特性から臨海部と内陸部に区分され、地域構造の面では、東西に延びる臨海部の都市群を母体に、加古川、市川、揖保川、千種川などの河川流域ごとに南北方向に密接なつながりをもって発展してきた。

## 播磨区域 都市開発区域

本区域のうち、姫路市、加古川市を中心とする播磨地方拠点都市地域4市4町は、神戸・阪神地域に次ぐ、兵庫県西部の拠点地域である。一方、区域東部の明石市、三木市は、神戸都市圏の外延部を構成している。

本区域の臨海部は、世界都市機能の形成をめざし広域的、総合的な開発整備を進めていく大阪湾ベイエリアの拠点地域として、一方、内陸部は幹線交通軸沿いに広がる肥沃な農地と広大な土地資源を擁した陸上交通の結節点として、さらには、テクノポリスの先導拠点として、今後、一層大きな発展が期待される地域である。

東播磨地域では、臨海地帯の工業化や神戸都市圏の拡大に伴う都市化が進んできたが、土地利用のスプロール化への対応や、道路、公園、緑地、下水道、高度医療施設等の都市生活基盤の整備や都市業務施設の充実、親水性の高い海岸、河川、ため池の保全などが課題となっている。

北播磨地域では、山陽自動車道や神戸淡路鳴門自動車道の全通などを背景に、新たな広域都市圏の形成が進みつつある。今後は、我が国有数の交通の要衝としての優位性を生かしつつ、ひょうご情報公園都市等の多機能複合拠点の開発や既成市街地の機能更新、特色ある地場産業の展開等により、新たな産業、ライフスタイル等の創造において先導的な役割を担うことが期待される。

中播磨地域では、地域の中核都市である姫路市においてJR姫路駅付近連続立体交差事業が大きく進捗するなか、周辺地域の都市基盤整備が進展しつつある。姫路市の総合的な都市機能の向上に加え、内陸部における新たな産業・業務拠点の創造や田園空間の保全・活用、余暇空間の整備などが今後の課題となる。

西播磨地域では、西播磨テクノポリス地域の拠点都市である播磨科学公園都市の整備が進むとともに、周辺地域での都市基盤整備が進展しつつある。

今後は、これらの整備とあわせ、大型放射光施設などの諸施設の利用促進や産業団地への企業立地の推進、岡山県など中国圏域との連携の促進に向けた県境域の道路網の整備や鉄道の利便性の向上をはじめ、各施設を結ぶ交通アクセスの向上などが重要になる。

### (2) 具体的整備の方向

本区域においては、今後区域の人口が減少していくことを念頭に、地域の特性を生かしながら、地域の風土、文化を大切にした“美しい地域づくり”<sup>1)</sup>

---

<sup>1)</sup> 兵庫県では、平成13年2月に策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」において、『美しい兵庫21—多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く』をめざすべき将来像として掲げ、豊かで美しい暮らし方の

と生活者の視点に立った、安全に安心して暮らすことのできる魅力ある“人間サイズのまちづくり”に取り組むことを基本とし、多彩な自然と歴史的資源、さらに発展可能性に富んだ広大な空間を生かしつつ、人、もの、文化、情報が交差する関西・瀬戸内世界都市圏にふさわしい高次で複合的な機能の拡充整備を図るとともに、区域全体の調和のとれた発展をめざし、それぞれの地域の特性に応じた圏域整備を進める。また、平成16年の台風23号など相次ぐ自然災害や発生が予測される東南海・南海地震、山崎断層帯地震等に対応し、被害を最小限に抑える「減災社会」の構築に向けた取り組みを進める。さらに、障害の有無や年齢、性別、文化などの違いにかかわらず、だれもが、同じ地域社会の一員として安心して暮らし、持てる能力を発揮できる「ユニバーサル社会」にふさわしい生活空間の形成に取り組む。

東播磨地域では、教育、文化、医療、福祉などの高次都市機能の整備を促進するとともに、土地利用の適正化、駅前業務地区の市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進などにより、都市空間の再整備を図る。

また、広域水道、下水道、街路、公園などの都市生活基盤の整備を促進する一方で、これまでに整備されてきた公共施設をコミュニティの拠点として有効活用していく。

臨海部については、既存産業の高付加価値化を促進し、企業活動の再構築を支援する。また、港湾施設の再整備等を推進しながら、快適な都市環境の形成や新産業の導入・育成などを進め、その有効活用を図る。

また、臨海部の内陸においては、農地の適正利用といなみ野ため池ミュージアム事業による都市と農村の交流を促進し、計画的な市街地形成を図る。さらに、海浜部では、水辺を活かしたレクリエーション空間の形成を図り、河川環境も含めた水に親しむ生活文化と地域環境の創造に努める。

北播磨地域では、ものづくり、情報サービス、流通関連企業等の集積を図るひょうご情報公園都市をはじめ、生産、教育、研究、文化、居住等が一体的に整備された多機能複合拠点群を山陽自動車道等の広域的な幹線交通軸に沿って整備する。

このうち、多自然居住地域としての基盤を有する小野市では、高齢者をはじめとする県民一人ひとりが健康で生きがいを持って安心して暮らす三世代交流のまちづくりモデルである小野長寿の郷構想〔仮称〕の推進を図る。

さらに、神戸・阪神地域に隣接し、高速道路の東西軸と南北軸が交差する

## 播磨区域 都市開発区域

立地条件を活かし、全県、さらには近畿圏をも対象とする広域総合防災拠点施設として、県立三木総合防災公園等を整備する。

既成市街地については、駅前地区等を中心に再整備を進めるとともに、下水道、公園などの都市基盤整備に努める。

域内に広がる多様な地場産業については、それぞれの特性を活かしつつ、伝統技術に加え、先端技術やデザインの要素を導入するなど高付加価値化に努めるとともに、消費需要の多様化、個性化に対応した生活文化産業への脱皮を図る。

また、地場産業等と山陽自動車道沿いに展開される産業・業務拠点群との連携を進め、地域と一体となった新たな産業クラスターの形成と地域産業の高度化を図る。

なお、これらの地域開発を行うにあたっては、加古川を中心とする東播磨流域文化圏構想<sup>2</sup>のもと、河川・ダム湖畔やため池など多様な水辺空間を活かし、水の文化を基軸にした地域整備に努める。また、流域文化圏域においては、各種スポーツ・レクリエーション施設の連携強化を図る。

なお、西脇市と多可町では、都市と農山村の交流の舞台となる「北はりまハイランド<sup>3</sup>」の形成をめざして、交流基盤、田園空間の整備を図る。

中播磨地域では、西播磨テクノポリス地域<sup>4</sup>の母都市となる姫路市において、商業、業務、文化、情報等の都市機能の拡充と魅力あふれる中心市街地の形成を図る。

このうち、既成市街地では、道路、公園等の都市基盤整備により、居住環境の改善と安全・安心な市街地の形成に努めるとともに、歴史的景観の保全等良好な都市景観の創造を図る。

既成市街地周辺や新市街地においては、土地区画整理事業等による計画的な市街地整備を推進し、無秩序な市街化を防止することで、総合的な生活居住環境の向上を図る。

---

<sup>2</sup> 平成13年2月に「東播磨流域文化ビジョン」及び「東播磨スポーツ回廊計画」の理念が包括された「東播磨地域ビジョン」が策定され、同ビジョンの実現に向け取り組む地域の一団体として、東播磨流域文化協議会が加古川流域一体となったさまざまな取り組みを行っている。

<sup>3</sup> 平成6年3月に「北はりまハイランド構想」として策定。北はりま地域の自然や地場産業・特産品を育んだ歴史や文化、質の高いレクリエーション施設などの地域資源を活かし、「都市と農山村の交流の舞台」として活性化が図られている。

<sup>4</sup> 昭和60年指定。姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町の5市3町で構成。なお、兵庫県では、平成12年8月に新事業創出促進法にもとづき高度技術産業集積活性化計画を作成し、西播磨テクノポリス地域を新たな事業創出の基盤となる「高度技術産業集積地域」に指定している。

臨海部においては、姫路港の機能拡充に取り組み、大規模未利用地の活用等により複合的な都市施設の整備と産業の再活性化を図るとともに、緩衝緑地や海洋性レクリエーションエリアの整備を図る。

一方、豊かな自然が残る内陸部の丘陵地<sup>5</sup>や市川、夢前川流域では、豊かな自然資源を活かし、交流・レクリエーションゾーンとしての整備を進める。

市川流域<sup>6</sup>等では地域間交流を推進し、「銀の馬車道」等の歴史・文化資源を活かした特色あるまちづくりを進め、一体感ある南北交流圏の創造に努める。

また、内陸部の中国自動車道、山陽自動車道に沿って整備された産業団地への立地を促進するとともに、それらと兵庫県立大学等との連携を推進し、新たな産学集積群の形成をめざす。

西播磨地域では、西播磨テクノポリス地域の拠点都市として、播磨科学公園都市の整備を推進する。

近畿リサーチ・コンプレックスの一翼を担う同都市では、優れた先端技術産業、医療健康福祉産業、学術研究機能、快適な居住環境など、高次機能を備えた国際的な科学公園都市の形成をめざして、自然環境や周辺地域と調和のとれた整備を進める。また、関西文化学術研究都市をはじめとする西日本国土軸、関西内陸環状軸上の拠点群とのネットワークや姫路市などの近隣都市との高速交通アクセスの整備を図る。

さらに、生産・流通・加工機能をもった産業団地をサテライト状に配置することで播磨科学公園都市を補完・支援・活用するとともに、地域全体の均衡ある発展をめざす。

西播磨テクノポリス地域の副母都市である相生市、たつの市、赤穂市においては、都市機能の適切な分担と有機的な連携のもとに、都市整備を推進するとともに、瀬戸内海国立公園等周辺の自然環境の保全に配慮しつつ、歴史的なまちなみ、文化財の保護、都市景観の修景に努める。

また、「なぎさ海道<sup>7</sup>」事業の推進などにより、臨海部の低未利用地の活用

---

<sup>5</sup> 姫路市、神河町、市川町の1市2町が連携して、「中播磨のさとやまづくりーところがなごむ便利な田舎の実現ー」をテーマに、「はりま・人と自然のさとやま共和国構想」（平成11年10月策定）を策定し、さとやまを活かした地域の活性化に取り組んでいる。

<sup>6</sup> 平成8年2月に、「市川流域アメニティ推進協議会」が発足。市川流域の2市3町が広域的に連携し、アメニティ豊かな地域づくりに取り組んでいる。平成11年11月には、「市川流域アメニティ推進計画」を策定し、現在、「銀の馬車道」などのシンボルプロジェクトに取り組んでいる。

<sup>7</sup> 大阪湾ベイエリア地域のシンボルプロジェクトとして、人と海とが豊かにふれあう魅力ある海辺空間を創造し、市民参加による新たな人と海との関係づくりをめざした取り組みを進めている。

や西播磨レクリエーション・リゾート構想<sup>8</sup>の具体化に努める。

さらに、千種川<sup>9</sup>、揖保川流域や宍粟市<sup>10</sup>で進められている地域主体の環境共生・適合型のまちづくりについても、交流事業の実施などによりその推進を図る。

産業については、東播磨内陸地域から連なる産業・業務拠点に沿って、先端技術産業や研究開発型産業の誘致を進めるほか、農林水産業、地場産業の高付加価値化・集客化や、サービス産業の育成・導入にも努め、地域全体の産業構造に厚みを加える。

なお、地区縁辺部では、地域の豊かな自然を生かしながら、人と自然の営みが調和した地域づくりを進めるとともに、多自然居住の促進を図りながら、拡大しつつあるシカ等の野生動物の農作物被害対策として、野生動物の保護管理体制の構築と森林の再生に取り組む。

### (3) 交通体系の整備方向

交通網については、関西・瀬戸内世界都市圏の形成を先導する広域交流の拠点として、陸海空の交通アクセスを総合的に整備するとともに、豊かな自然の中で農作業等を行いながら、ゆとりのある暮らしを楽しむ多自然居住を促進する観点も踏まえ、生活圏の広域化と活発な地域間交流を支えるきめ細かな交通網の整備を図る。

このため、中国横断自動車道姫路鳥取線の整備や播磨臨海地域道路（神戸姫路間道路）の検討などにより、広域的な幹線交通軸、地域間及び地域内の幹線交通軸を計画的に配するとともに、JR姫新線の高速化事業を推進し、公共交通の利便性向上を図る。また、神戸空港への交通ネットワークの構築を図るとともに、播磨飛行場のあり方について調査・研究する。

また、特定重要港湾である姫路港においては、播磨地域の中心的物流拠点として、多目的国際ターミナルの整備を図るなど物流機能を強化していく。

一方、区域内にあっても播磨科学公園都市や姫路市を主核とする放射環状型の交通ネットワーク、国道175号、東播磨南北道路等東播磨・北播磨地域の南北交通軸の整備を図るとともに、都市交通の円滑化に向け連続立体交差

<sup>8</sup> 昭和63年度（臨海部）、平成元年度（内陸部）に、西播磨地域におけるレクリエーション・リゾートを一体的、かつ計画的に整備するためのガイドラインとして策定された。

<sup>9</sup> 清流千種川を活かした地域づくりを進めるため、平成7年12月に「千種川流域（赤佐）まちづくり協議会」が設立された。「むすびあう『森と水』『川とくらし』の輝くまち」の理念のもと、参加と連携のまちづくりを進めている。

<sup>10</sup> 平成元年4月に「しそう森林王国」が発足し、平成8年6月に財団化。現在、「しそう森林王国グランドデザイン」（平成11年3月策定）にもとづき、宍粟市全域を地球環境に配慮した環境適合型地域として形成することをめざした取り組みを行っている。

事業を進める。

#### (4) 計画推進上の留意点

この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用することとし、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分に調整を図るものとする。

また、参画と協働を基本姿勢に、住民、事業者、行政間の密接なコミュニケーションと信頼関係に立脚したパートナーシップによるまちづくりを展開し、地域主体で計画の実現に取り組むとともに、域内外の市町間の交流・連携により、広域的に地域課題の解決をめざすこととする。

さらに、高度成長期以降計画的に整備してきた社会資本が更新時期を迎えることから、新たな維持・管理のしくみづくりに取り組むとともに、限られた資源で最大限の効果を発揮するため、『「つくる」から「つかう」』を徹底し、用途の転換等により既存の社会ストックの有効活用を進める。また、その他、自然・景観・歴史・文化・産業等の多彩な地域資源を生かした特色ある地域づくりを進める。

計画の推進に際しては、成長管理の発想のもと成長と保全のバランス保持に努める。加古川・揖保川等の河川、播磨灘の水辺、本地域に多く点在するため池の水辺等の保全・活用などにおいても、適切な配慮を行う。

また、歴史街道計画や兵庫歴史文化回廊構想<sup>11</sup>等に基づき、まちなみや建築物等の歴史的資源の保全・活用や文化財の保護に努め、地域の風土、文化を生かした美しい地域づくりの実践を図る。

## 5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

### (1) 総人口

出生数の減少に伴い、平成 17 年の 1,746 千人（県人口の約 31.2%）から、今後 5 年間に 19 千人減少し、平成 22 年には 1,727 千人になるものと見込まれる。

### (2) 年齢階層別人口

平成 17 年の年少人口 267 千人、生産年齢人口 1,156 千人、高齢者人口 323

---

<sup>11</sup> 平成 10 年 3 月策定。兵庫県内に「演劇・舞台芸術」、「産業・技術」、「海・交流」をテーマとした 3 本のシンボルルートを設定するとともに、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の 5 つの国の持つ特徴を表現する五国ルートをサブルートとして複数設定している。

千人から、平成22年には、年少人口255千人（対17年比0.5ポイント減）、生産年齢人口1,094千人（対17年比2.8ポイント減）、高齢者人口378千人（対17年比3.4ポイント増）になるものと想定され、生産年齢人口の減少と老年人口の更なる増加が見込まれる。

### (3) 雇用・就業環境の動向

今後、技術革新やIT革命の進展、経済のソフト化、サービス化、労働者の高齢化の進展や中長期的な若年労働者の減少に対応して、高齢者、女性、障害のある人等の就業意欲や知識、経験が生かされる、多様で魅力的なしごとを創造し、安定的な雇用の確保を図る。

また、職業能力開発体制の充実や定年延長の促進、労働時間の短縮や、ワークシェアリングの導入をはじめとする雇用・勤務形態の多様化、弾力化を推進し、多様でゆとりのある就業環境の整備に努める。

## 6. 産業の業種、規模に関する事項

学術研究機能と優れた先端技術産業の集積をめざす播磨科学公園都市やものづくり、情報サービス、流通関連企業等の集積をめざすひょうご情報公園都市の形成と連携させ、臨海部の基礎素材産業の高度化、新分野への進出等を促進するとともに、内陸部への先端技術産業等の導入、育成を図る。

特に、臨海・内陸の多彩な自然環境と豊かな歴史的文化的資源を活かした良好な居住環境を創出するとともに、高等教育機関や高速交通網、情報通信体系を整備することで、創造力と開発力を有する人材の集積と交流に努め、関西・瀬戸内世界都市圏の形成を先導する新たな科学技術の創造をめざす。

地場産業、農林水産業については、これらの高度技術集積を活かし、技術移転の促進を図るとともに、生活者の消費ニーズの多様化、高度化に対応し高付加価値化を進める。加えて、産業のサービス化、集客化と連動した地場産業や農林水産業の新しい展開にも努める。

また、情報通信サービス業、対事業所支援サービス業などの新規産業の育成や起業化支援を図ることで、産業構造の多様化を促進する。

このほか、まちづくりと一体となった商業振興を図るほか、コミュニティ・ビジネス等の創業・就業支援を行い、健康・福祉、安全・安心等のコミュニティ・ニーズを充足する地域産業の創出を促す。

### (1) 産業別の整備方向

## イ 農林水産業

本区域の農業については、WTO協定の実施により国際競争の激化が予測されるなか、食料・農業・農村基本法の理念に則り、地域の実態に即応した施策を総合的に推進する。本区域では、優れた立地条件と豊かな農用地を活かし、市街地開発との調和のもとに、農業農村整備事業の推進と優良農用地の確保、保全及び利用の増進を図るとともに、食・住関連産業との連携により消費者ニーズに即応した都市近郊農業の確立をめざす。また、中央農業技術センター等を核に、新しい農業関連産業の集積を促し、地域内発型のアグリビジネスの創出を図る。

本区域の林業については、伐採・造林・保育の林業生産サイクルの円滑な循環を促進することによる健全な人工林の育成を図るため、「産業を支える森づくり」を推進し、作業道等生産基盤の整備や機械化の推進による木材搬出コストの低減、流通加工体制の整備、県産木材の利用促進など林業生産活動の活性化と木材の需要拡大に取り組む。

また、併せて、「生活を豊かにする森づくり」として、県土保全、レクリエーション、保健休養、教育、景観など森林の持つ多様な公益的機能を高度に発揮させるため、「新ひょうごの森づくり」計画に基づく里山林整備や松林の保全対策など森の再生・回復に取り組み、とりわけ、平成16年秋の台風被害を踏まえた、防災面での強化を図る「災害に強い森づくり」を積極的に推進するとともに松くい虫被害対策の継続等により森林の保護を図る。

本区域の水産業については、種苗生産、中間育成、種苗放流の効率化、栽培漁業と連携した増殖場の整備、栽培藻場・干潟漁場の積極的な保全・復活等を進め、水産資源の維持培養並びに管理を効果的に実施するとともに、つくり育てる漁業を支援する漁場づくりを推進する。

また、沿岸域や漁港を単なる生産の場としてとらえるのではなく、水産業との調和を図りながら、遊漁、マリンスポーツ等の海洋性レクリエーションの場や漁食文化にふれることのできる交流拠点として多角的に利用するなど、多彩な取り組みを進める。

さらに、農林水産業の担い手の育成、確保や協同組合組織の機能充実、集落営農組織等の育成等を図るほか、地域の特性に応じて農村総合整備事業などの活用により、近郊田園地帯など農山漁村地域の快適な生活居住環境の総合的整備を進める。それにより魅力ある景観の維持、創造を図るとともに、田園、里山、森林、河川、ため池等の自然環境の保全や生産体験、有機物の循環等を通じ、都市部との交流・連携を推進する。

ロ 工業

本区域の臨海部を中心に集積している基礎素材産業については、メカトロニクス、ファインケミカル、新素材等の分野への新たな展開に取り組み、製品の高付加価値化を促進する。

一方、内陸部においては、土地、水等の資源の適正利用、環境の保全、農業や地場産業との調和に留意しつつ、東播磨、北播磨地域における多核・ネットワーク型の都市圏づくりを進める。また、西播磨テクノポリス地域の拠点都市である播磨科学公園都市（たつの市、上郡町、佐用町（区域外））では、県立粒子線医療センターの開設や、大型放射光施設「SPRING-8」及び兵庫県立大学の中型放射光施設「ニュースバル」の産業利用、県立先端科学技術支援センターの機能活用等を通じ、医療・福祉、新製造技術・新素材、バイオ、情報通信技術関連の成長産業分野の立地を促進する。

また、機械、電子系の先端技術をはじめ、健康・福祉関係等の新規企業立地を促進するため、新たに高次産業・業務拠点群を内陸部に形成する。

中小企業や地場産業については、先端技術の導入、高度情報化の促進、生産工程の合理化等により体質改善を進めるとともに、異業種交流による新分野の開拓やデザインの高度化等による製品の差別化や個性化、さらに産業のもつ文化性や芸術性を活かした生活文化産業化など、生活者の多様な消費ニーズに応えうる高付加価値化を促進する。

また、地域産業の高度化、業種転換、異業種交流等の促進や新規企業の育成を支援するため、関係団体による産官学のネットワークを構築し、地域産業の活性化を図るほか、中小企業大学校を活用した人材の育成、確保の強化に努める。

さらに、県立試験研究機関等において業界のニーズに即した技術開発や地場産業指導支援体制を整備する。

このほか、SOHO、ベンチャービジネス等の起業化支援に向けた取り組みを進める。

ハ 商業・サービス業

本区域の商業・サービスについては、姫路市、明石市、加古川市、西脇市、加西市などにおいて、中心市街地活性化の観点から、都市計画法、大規模小売店舗立地法の運用とも連携しつつ、まちづくりと一体となった商業活性化に取り組む。

さらに、意欲ある中小事業者や市民起業家を支援するため、店舗の個性化につながる情報の提供や人材育成等を進める。

サービス業については、情報サービス業やデザイン業など産業の高付加

価値化を支える都市型産業や生活文化産業の育成に配慮するほか、レクリエーション需要の増大に対応した拠点施設の充実、連携強化などにより、創造性に満ちた事業活動を支援する。

物流に関しては、内陸型広域デリバリー拠点の形成や海上輸送を活用したりサイクル物流拠点の形成等を検討する。

## 7. 土地の利用に関する事項

本地区の土地利用にあたっては、安全で安心な魅力あるまちづくり及び良好な地域環境の創造や都市景観の形成を基本としながら、平成16年の台風23号災害の教訓を踏まえ、農地や森林を含む自然環境の保全・再生、治山、治水の取り組みの強化を進める。また、計画の基本的方向に沿って、地域の風土と生活文化に根ざした地域全体の適正な機能分担のもとに、計画的な地域整備を推進する。

土地利用の管理面では、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、土地利用の計画的な調整に努めるとともに、土地利用に関する諸制度の適正な運用を図る。また、国土利用計画法に基づく土地取引届出制度の運用により、地価の安定と適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。市街化調整区域では、地域の活性化のため、県条例に基づき、土地利用計画を策定した上で、地域の実情に即した開発許可の弾力的運用を図る特別指定区域の指定を推進する。さらに、自然や歴史的街並みと調和のとれた都市景観の創造などを通して、人と自然との調和を基本に、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造を図る。

### (1) 東播磨地域

東播磨地域ビジョンの実現に向け、加古川流域としての一体性と臨海部の親水性に配慮した地域整備を推進する。臨海部では、既成市街地において、住宅、街路等の整備を進め、緑地空間、親水空間や広場、公園などの確保と快適な居住環境の整備を図り、優れた景観の創造と地域の特性に配慮した土地の高度利用を推進する。とりわけ、都心業務地において、市街地再開発事業及び連続立体交差事業等を推進し、道路交通の円滑化、土地の有効利用及び高次都市機能の充実を図る。高砂市などの臨海部の産業系低未利用地では、周辺の土地利用及び環境と調和した新産業の導入・育成や住居系への土地利用転換を進める。

また、農用地と宅地が混在する既成市街地周辺部では、農業と地域住民の生活が調和するよう土地利用の適正化に努める。駅周辺等の日常生活中心地

## 播磨区域 都市開発区域

においては、土地区画整理事業や建物の共同化促進等により公共施設の整備と土地の高度利用を推進する。このほか、周辺部の市街化区域内農地や低未利用地を活用し、ゆとりある住宅市街地の形成を図る。

加古川北部等の集団的な農用地については農業振興のための優良農用地として保全、確保する。

### (2) 北播磨地域

東西を結ぶ広域的な幹線交通軸と神戸淡路鳴門自動車道の結節点において、ひょうご情報公園都市をはじめとする人、もの、文化、情報の多様な交流基盤の整備に努め、新しい内陸複合都市、広域防災拠点の整備を含めた多核ネットワーク型の都市圏の形成を図る。

既成市街地については、西脇市、三木市、小野市、加西市等の主要駅付近や中心市街地において、市街地再開発事業や土地区画整理事業、密集市街地整備事業などを促進する。

また、交通基幹軸とのアクセス条件等の優位性を生かし、産業用地等への企業集積を図る。

J R加古川線駅周辺及び神戸電鉄周辺において、地域の活性化のため、土地利用計画を策定した上で、地域の実情に即した開発許可の弾力的運用を図る特別指定区域の指定を推進する。

また、多自然居住地域としての環境基盤を有する小野市において、高齢者をはじめ県民一人ひとりが、健康でいきがいを持って、安心して暮らす三世代交流のまちづくりモデルを構築する「小野長寿の郷 [仮称]」構想を推進する。

集団的な農用地については、都市近郊農業地帯の生産基盤として主要な役割を果たしているため、優良農用地として保全する。

レクリエーション需要の増大に対応するため、東播磨スポーツ回廊計画の理念にしたがい、県立三木総合防災公園、播磨中央自転車道の整備や県立フラワーセンターの改築及び周辺整備を推進するなど、周辺の自然環境と一体となった余暇ゾーンの形成を図る。

### (3) 中播磨地域

西播磨テクノポリス地域の母都市となる姫路市において、連続立体交差事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等を推進することで、道路交通の円滑化と都心部の再生を図り、ターミナル、商業、業務、文化・情報機能等、地域の中核都市にふさわしい都市機能を集積する。

また、臨海部では、港湾、工業用地としての土地利用を促進し、産業構造の変革に伴う土地利用の転換や低未利用地の有効活用を図る。

さらに、一部の水辺に残る貴重な自然の活用や港湾の整備により、親水性の高い、魅力あるウォーターフロント空間の形成にも努める。

一方、内陸地域では、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設や地域間交流施設の設置・活用を図るほか、自然と調和した緑豊かな産業団地や住宅団地の整備に努める。さらに、優良な農地、森林などの保全に努め、田園や森林景観をレクリエーション機能の一部に取り込む。

なお、地域を南北に貫く市川<sup>12</sup>に沿って、アメニティ豊かな空間形成をめざし、「銀の馬車道」等の歴史・文化資源や自然環境等をテーマに都市部と農村部の交流を促し、地域の一体感の醸成を図る。

#### (4) 西播磨地域

播磨科学公園都市の整備を軸として西播磨テクノポリス地域としての整備を進める。母都市姫路市の都市機能を補完する副母都市である相生市・たつの市・赤穂市においては、消費利便、金融、教育、医療などの広域的な都市サービス機能の集積を図り、都市機能の有機的連携を図りながら地域全体の一体的な整備を推進する。

相生市、たつの市、赤穂市等においては、駅前地区や商業業務の中心地並びに都市施設の未整備な住宅地等の計画的な再開発を推進し、都市機能及び居住環境の向上を図る。また、既成市街地周辺部では、計画的な宅地開発を誘導しながら土地区画整理事業等を行うことにより、都市的基盤の整備にあわせて必要な住宅地の確保を図る。

産業用地については、テクノ・サテライト産業団地構想を推進し、たつの市、赤穂市、上郡町などにおいて播磨科学公園都市を放射状に囲んだ産業団地への企業立地を促進する。

また、産学の交流や共同研究の推進などによる科学技術水準の向上、地域産業の研究開発機能の強化を通じて、この地域の産業構造の高度化を推進するほか、医療・福祉、新製造技術・新素材、バイオ、情報通信技術関連の成長産業分野の集積を図り、世界の先端科学技術拠点として播磨科学公園都市の学術研究機能の基盤づくりを行う。

臨海部については、瀬戸内海の温暖な気候のもとで、海洋レクリエーション機能の充実を図るため、自然環境に配慮しつつ、未利用地の有効活用を促進する。

---

<sup>12</sup> 脚注 6 参照。

揖保川及び千種川流域に沿う内陸部や赤穂市臨海部等の農用地については、都市近郊農業地帯の生産基盤として重要な役割を果たしているため、優良農用地として保全、確保する。なお、生産条件が不利なために荒廃が進みつつある中山間地域の農用地については、農道や用排水路などの整備により営農条件の改善を図るとともに、県土保全、環境保全の観点から、直接支払制度の導入等により適切な管理を行い、その維持・活用を図る。

さらに、自然環境を保全する地域として、瀬戸内海国立公園西播地区等の保全を図るとともに、都市公園の適正な配置により河川緑地や自然公園等と一体となった緑地の形成を進める。

揖保川、千種川<sup>13</sup>流域や宍粟市<sup>14</sup>においては、地域の自然環境、生態系、景観の保全に向け、一体的な地域づくりを展開する。

## 8. 施設の整備に関する事項

本区域において、計画の基本的方向に基づき、高次で複合的な機能の拡充整備を図るとともに、区域全体の調和のとれた発展をめざし、その一体性を強化することを基本に、施設の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

### (1) 宅地

都市機能の高度化に対処するとともに、合理的な土地利用を実現するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、治山治水対策、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、宅地開発事業を推進し、複合的な機能を有した住宅用地、産業用地を確保する。

#### イ 住宅用地

住宅水準の質的向上、居住環境の改善に対処するため、加古川駅北（加古川市）、西二見（明石市）、阿保（姫路市）、竜野駅前（たつの市）、相生駅南（相生市）、有年（赤穂市）、網干駅西北・西南（太子町）、上郡駅前（上郡町）等の土地区画整理事業を進める。

都市の再開発を図り、高次都市機能をもった新たな都市拠点の構築をめざして、姫路駅周辺（姫路市）、加古川駅北（加古川市）、大久保駅前（明石市）等における土地区画整理事業、JR加古川駅周辺都心再生地区、JR東加古川駅周辺地区、姫路市都心地区におけるまちづくり交付金事業を推進する。このほか、播磨科学公園都市などの宅地造成により、地域の特

---

<sup>13</sup> 脚注9参照。

<sup>14</sup> 脚注10参照。

性を生かしたまちづくりが可能となるよう、自然環境や地域文化と調和したゆとりある住環境の確保を図る。

ロ 工場用地等

臨海部の工場跡地等において、新産業の導入、育成を図るため、産業用地を確保する。

内陸部において先端技術産業の集積を図るため、播磨科学公園都市（たつの市、上郡町、佐用町（区域外））を中心としてサテライト状に配置する産業団地、試験研究所団地の造成を推進する。

また、ものづくり、情報サービス、流通関連企業等の集積をめざすひょうご情報公園都市の整備を推進し、山陽自動車道沿線に成長産業の集積を図るとともに、産業用地の確保を図る。

(2) 交通施設

本区域における都市開発や拠点開発の効果を広域的に波及させるため、計画の基本的方向に対応し、国土の主軸の強化や東西南北の幹線道路網、生活道路など総合的な交通ネットワークの確立を図るとともに、環境保全に配慮しながら交通施設の整備を進める。

イ 道路

本区域と他地域とを結ぶ幹線道路網の整備をはじめ、区域内の開発拠点、主要都市を結ぶ幹線道路網の体系的整備を進める。

また、交通安全施設の整備も含め、日常生活に密着した県道、市町道の整備を推進する。

整備を進める主要な幹線道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路

中国横断自動車道姫路鳥取線

地域高規格道路

神戸西バイパス、東播磨南北道路、東播丹波連絡道路

一般国道

2号、29号、175号、179号、250号、372号、427号

主要地方道

高砂北条線、姫路上郡線、宗佐土山線、竜野西インター線、網干たつの線、三木山崎線

都市計画道路

黒橋線、朝霧二見線、加古川別府港線、沖浜平津線、山吹線、船場川線、大日線、城北線、本龍野富永線、三木穴栗線

## 播磨区域 都市開発区域

なお、播磨臨海地域道路（神戸姫路間道路）などの幹線道路の検討を進める。

また、都市交通の円滑化、市街地の整備を促進するため、JR山陽本線等（姫路駅周辺）及び山陽電鉄本線（明石川～林崎松江海岸駅）の連続立体交差事業を推進する。

### ロ 鉄軌道

神戸、大阪方面への移動利便の向上を図るため、JR姫新線の高速化事業等を推進する。

### ハ 港湾

国際港湾である特定重要港湾姫路港では、多目的国際ターミナル、臨港道路、緑地、マリーナ等の整備を進める。重要港湾東播磨港においては、臨港道路、緑地、マリーナ等の整備を推進する。

地方港湾明石港、相生港等についても、地域産業の振興のため、整備を進める。

### ニ 漁港

生産・流通機能の強化を図るため、妻鹿漁港、室津漁港、岩見漁港他で防波堤、物揚場、臨港道路等の基本施設の整備を進める。

### ホ 空港等

近畿圏における小型航空機による多様な航空需要に対応するため、播磨飛行場のあり方について、地元自治体等が中心となり、調査・研究を行う。

## (3) 公園緑地

災害に対する都市の安全の確保を図るとともに、野外レクリエーション活動、創造的文化活動、自然とのふれあい、コミュニティの形成等、住民の多様なニーズに対応するため、住区基幹公園や都市緑地を重点的に整備する。

また、県立三木総合防災公園（三木市）等の大規模公園、姫路公園、桜山公園（以上姫路市）、赤穂城跡公園（赤穂市）、柳池総合公園（太子町）などの都市基幹公園等を整備する。なお、西脇市ではふるさと文化公苑群構想に基づく広域交流ゾーンの整備を、小野市では地域住民の癒しの場の確保に向け、東部丘陵地のレクリエーションゾーン整備を推進する。

これらの公園緑地の整備にあたっては、瀬戸内海国立公園西播海岸地区等の地区内のすぐれた自然環境の保全とゆとりと潤いのある美しい環境の創造に配慮した系統的な配置に努める。

## (4) 供給施設及び処理施設

生活の質の向上やライフスタイルの変化、産業の高度化等に対処するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

水道施設の整備充実を図るとともに、水道の広域化をめざして、兵庫県水道用水供給事業を推進する。

ロ 下水道

公共用水域の水質保全、豊かな生活環境の創造に資するため、引き続き処理施設及び排水施設の整備を進めるとともに、汚濁負荷の削減や公衆衛生上の安全を確保するため、姫路市公共下水道、明石市公共下水道、加古川市公共下水道、高砂市公共下水道、加古川流域下水道（下流処理区）及び揖保川流域下水道において、合流式下水道の改善対策を推進する。

ハ 廃棄物処理施設

ダイオキシン類の排出抑制、リサイクルの推進、広域的な廃棄物処理等、廃棄物の適正処理を推進するため、明石市埋立処分地整備事業、西脇市埋立処分地整備事業、三木市埋立処分地整備事業、姫路市新美化センター整備事業、にしはりま環境事務組合（3市2町）等のごみ処理施設の新設及び更新を進める。また、循環型社会形成推進基本法をはじめとするリサイクル関連法の成立を受け、ごみの減量化、資源化及び再生利用等に向けたシステムの構築に努める。

し尿処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、必要に応じ、し尿処理施設から汚泥再生処理センターへの更新を進める。また、生活排水対策の重要性にかんがみ、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の整備を図る。

さらに、大阪湾広域臨海環境整備センターが、広域的な廃棄物処理事業として大阪湾圏域において大阪湾圏域広域処分場整備事業（大阪湾フェニックス計画）を引き続き推進するとともに、新たな広域的廃棄物処分場の確保について、長期的な観点から調査研究を行い、他計画と調整を図りつつ、事業の具体化について検討する。

(5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、地域住民生活の安全を確保するとともに、うるおいのある親水空間や河川環境の保全と創造に資するため、地域整備動向との調和に配慮しつつ、流域での流出抑制対策とあわせて、加古川水系、揖保川水系、千種川水系等の河川の整備を進める。

特に、都市の防災性向上に資するため、都市河川を重点的に整備する。

また、本区域の災害を防止するため、金出地ダムの建設等を推進するとともに、土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、また、自然環境の保全に資するため、加古川水系、揖保川水系、市川水系、夢前川水系、千種川水系等の治山・砂防及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。

さらに、津波、高潮等による災害に対処するため、姫路港海岸、相生港海岸において高潮対策事業を推進するほか、東播海岸において直轄海岸保全施設整備事業を推進し、豊かな親水性や自然環境を有した海浜の保全と創造を図る。

この他、東播磨港海岸において海岸環境整備事業を推進する。

## (6) 住宅

今後の住宅政策の推進にあたっては、既存ストックの有効活用や、安全で良質な住宅の供給と居住環境の向上をめざし、既存住宅の耐震改修等のリフォームの促進、都市防災対策と良好な都市景観の創出、自然環境の保全に配慮しながら、周辺的生活関連施設や生活環境整備と一体化した住宅のほか、高齢者向け住宅や環境共生住宅など多様なニーズに応じた住宅の供給を進める。

このため、各地で老朽化した公営住宅の建替えを促進する。

## (7) 教育文化施設

### イ 教育文化施設

既設小学校、中学校及び高等学校について、校舎の増改築、体育施設等の所要の整備を図るほか、地域の自然を活かした青少年野外教育施設の整備充実を推進する。一方、高等教育機関に関しては、県立大学の改革をはじめ、HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）構想の推進など、大学間の連携を推進する。

生涯学習に関連しては、明石市生涯学習センター、高砂市立図書館をはじめ、地域住民に身近な社会教育施設の整備充実を図る。また、東播磨内陸学園都市構想にもとづき整備された各種施設と県下の教育文化施設との有機的連携にも努め、県内の生涯学習拠点としての発展に努める。さらに、学校施設等既存施設を有効活用し、地域住民のスポーツ・文化・学習の場づくりを推進する。

社会教育施設に関しては、県民の参画と協働による新しいスタイルの参

画体験型博物館として県立考古博物館（仮称）（加古郡播磨町）の整備を推進するとともに、県立歴史博物館（姫路市）においては、交流博物館をテーマとして新しい博物館づくりを展開するため、リニューアル整備を推進する。また、日本の近代史の中で国指定史跡に指定された播州葡萄園の史跡公園化（加古郡稲美町）を検討する。

ロ 播磨科学公園都市

西播磨テクノポリス地域の拠点都市である播磨科学公園都市においては、学術研究機能や先端技術産業の集積をめざして、X線自由電子レーザー（X-FEL）施設の整備の促進、大型放射光施設（SPring-8）や兵庫県立大学の中型放射光施設「ニュースバル」の積極的活用を図るとともに、兵庫県立大学理学部、兵庫県立大学高度産業科学技術研究所及び県立先端科学技術支援センター等の機能充実とこれらの連携を進める。また、SPring-8と県立粒子線医療センターとの連携や県立西はりま養護学校、県立西播磨総合リハビリテーションセンターの機能充実・連携などにより、医療・健康・福祉の複合的拠点づくりを推進し、都市の成熟化を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

情報交流社会“ひょうご”の実現のため、「コミュニティの情報化」「産業の情報化」「自治体の情報化」におけるITの重点活用と「情報社会の人づくり」「情報の安全環境づくり」などのITの利用環境の整備による相乗効果をめざして、総合的な推進を図る。

県民や地域の視点に立った情報化の推進にあたり、ITの先進的な活用に取り組む地域づくり活動団体と連携して、多様な地域活動の情報の発信・交流を推進するなど、情報コミュニティの実現を図るほか、特に、インターネットによる行政情報の提供を一層進めるとともに、行政手続のオンライン化を推進する。

また、県民誰もがどこでもいつでもITを活用して、情報の発信や交流を進めることができるよう、地域の情報格差の是正を促進するため、引き続き兵庫情報ハイウェイの無償開放等によるブロードバンドサービスの提供・活用、市町合併等によるケーブルテレビの新規・延伸整備を進めるとともに、地上デジタルテレビ放送への移行に伴う難視聴地域への対応の検討や携帯電話サービスの普及支援を図る。

産業の情報化に関しては、中小企業のITの活用を促進する。

教育の情報化では、児童生徒がITを効果的に活用した学習活動を促進

するため、ネットデイの普及による校内LAN整備等を推進する。

ロ 医療施設

高齢人口の増加及び疾病構造の変化などに伴う医療需要の増大と専門化、多様化に対処し、医療サービスの向上を図るため、西脇市立西脇病院（西脇市）の改築、県立新加古川病院と同病院への周辺地域からのアクセスの整備や医療施設誘致など、各種医療施設の整備充実を促進する。

ハ 職業訓練施設

産業構造の高度化、技術革新の進展等に対処するため、職業能力開発体制の充実を図る。

ニ 中央卸売市場

生鮮食料品の安定供給を図るため、姫路市中央卸売市場の整備拡充を図る。

ホ 社会福祉施設等

介護保険制度の円滑な実施と高齢者の生きがいつくりの推進を図るため、老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）にもとづき、老人福祉施設等の整備を進め、在宅・施設サービス基盤の充実に努める。

また、障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービスに対応するため、そのサービス提供体制の整備を促進するほか、各種社会福祉施設等の整備充実を努める。

保育施設については、近年の多様化する保育需要に対応するため、保育所の整備に引き続き努める。

ヘ 農業生産施設

集団的な優良農地を確保し、農業の担い手を育成するため、ほ場整備や土地改良施設の整備・改修等の生産基盤整備を推進する。

一方、中山間地域においては、生産の場としてだけでなく、県土保全や水源かん養といった多面的機能という観点から、中山間地域総合整備事業等により営農条件と農村環境を一体的に整備し、その機能の十分な発揮をめざす。

## 9. 環境の保全に関する事項

本地区においては、環境基本法、環境の保全と創造に関する条例をはじめとする関係法令にもとづき、人と自然、人と社会、人と人との共生のきずなを強め、共生と循環の中で、地球的視野のもとに、人と環境が適正な調和を保つことにより、将来の世代や他の生物の生存を保障しつつ、持続的に発展すること

が可能な社会づくりを進める。

このため、兵庫地域公害防止計画のもと、公害防止のための各種施策を実施するほか、新兵庫県環境基本計画にもとづき、自律を前提とした県民、事業者、行政等のパートナーシップの確立と多様な担い手の育成等に取り組み、環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な展開を図る。

イ 窒素酸化物や浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、有害大気汚染物質などによる大気汚染については、工場・事業場に対しては排出規制、総量規制等発生源に対する規制の徹底及び指導の強化を図るとともに、対策区域外から区域内への乗り入れ規制などディーゼル車対策等の強化を図る。

ロ 水質汚濁については、生活排水処理率 99%をめざし公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、普及・啓発活動、環境保全活動等を通じ生活排水対策の推進を図る。また、排水基準、COD、窒素及びリンの総量規制による工場・事業場への規制措置の徹底及び富栄養化対策、堆積汚泥の除去等の河川、海域浄化対策を推進する。

汚濁負荷の低減により良好な水質を確保するとともに、健全な水循環の確保やなぎさの再生をはじめとする親水空間、生態系の保全等、総合的な取り組みにより水環境の保全・創出を図る。また、有害物質による地下水・土壌汚染を改善するため、各種の浄化対策を実施し地盤環境の保全を図る。

広域的な環境問題である大阪湾・瀬戸内海環境保全・再生対策については、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながらその推進に努める。

ハ 有害化学物質対策については、ダイオキシン類対策特別措置法にもとづき、大気汚染状況の常時監視、土壌・水質・地下水調査、発生源の規制、普及啓発活動等ダイオキシン対策を総合的に推進する。

また、ダイオキシンを除く外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）についても、継続的な調査により大気環境、水環境における実態把握に努める。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、事業者の自主的な化学物質の管理を促進する。

ニ 工場等による騒音・振動については、発生源における対策の徹底を図るとともに、必要に応じ、工場等の適地への移転を促進する。

悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ホ 交通については、「自動車NO<sub>x</sub>・PM計画」等にもとづき、自動車排出ガスや騒音などの発生源対策を強化するとともに、交通需要マネジメン

トの実施や公共交通機関の整備・利便性向上などにより自動車から公共交通への交通転換を図る。

また、道路では周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて低騒音舗装の敷設、環境施設帯の設置や遮音壁の設置等の施策を講じる。

新幹線の騒音・振動については、発生源対策、障害防止対策を促進するとともに新幹線沿線の土地利用の適正化を図る。

在来鉄道の新設、連続立体交差等の大規模改良に際しては、騒音問題の未然防止に努める。

へ 地域からの地球環境保全対策については、新兵庫県地球温暖化防止推進計画等に基づき、自然・未利用エネルギーの利用を進めることに加え、オゾン層保護に向けたフロン放出規制、回収・処理や酸性雨監視を推進する。

ト これらの諸施策とあわせて、環境監視体制の確立を図るとともに、環境負荷の低減、自然環境の再生・復元、省資源・エネルギー化等について、地域の特性にもとづく調査の実施や技術研究の推進を図る。

チ 自然環境を保全し、自然とのふれあいの場を確保・創出するため、自然公園、自然環境保全地域、森林の保全、海浜、河川、湖沼・ため池等の再生、生物生息空間（ビオトープ）の保全、野生生物の保護を進めるほか、都市公園の整備や都市緑化の推進、都市景観の保全と創造を図るなど、ゆとりと潤いのある美しい環境の形成に努める。とりわけ、森林に関しては、その多面的機能に鑑み、保全・再生を推進する。また、失われた自然の積極的な回復・復元にも取り組む。

リ 開発整備事業の実施に際しては、事前に、実施等が環境に及ぼす影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に応じて見直しを実施するなど、所要の措置を講じることにより、環境の保全と創造について適切な配慮を行うものとする。

## 10. 防災対策に関する事項

阪神・淡路大震災を教訓として、震災のみならず風水害等の災害全般を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるべく、被害想定の見直し、県土の保全、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通・ライフライン網の整備等の防災基盤の強化及び広域防災体制の確立等を図り、災害に対する備えや災害時の対応を進める。

なお、防災対策の実施にあたっては、県及び市町における地域防災計画に基

づき、総合的・計画的に行うこととする。

(1) 防災都市構造の構築

山崎断層帯に起因する地震等に備え、緊急輸送道路、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的な基盤施設を整備するとともに、老朽木造住宅密集市街地の解消等をめざし土地区画整理事業、密集市街地整備事業等の市街地の面的整備などを進め、防災性の高い、堅牢でしなやかな都市構造の形成を図る。

(2) 公共施設の防災化

庁舎、病院、学校等の公共建築物や重要な交通施設、防災施設などの耐震性、耐火性の強化及び風水害に対する安全性の確保を図る。

(3) 土砂災害対策の実施

治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設をはじめとする土砂災害の防止施設等の整備を進める。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定を順次行う。

(4) 水害対策の実施

河川管理施設、海岸保全施設、ため池施設をはじめとする水害等の防止施設の整備を図る。

(5) ライフラインの確保

電線共同溝の整備を進めるなど電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震性や風水害に対する安全性を確保するとともに、多重化、拠点の分散等による代替性の確保を推進する。

(6) 防災拠点の整備

広域的な救援・復旧のための拠点として、公園等の広場を中心に、震災、風水害時の情報機能を備えた広域防災拠点を整備し、これらと連携する地域における広域避難地、救護・復旧のための拠点となる地域防災拠点の整備を推進する。

さらに地域の自立的な防災機能を強化するため、震災時に延焼遮断空間、風水害時に避難路として機能する広域防災帯を計画的に配置・整備し、市街地の不燃化を推進するとともに、面的整備事業を活用して、公園、地域医療施設、学校、コミュニティセンター等を配置したコミュニティ防災拠点（防

播磨区域  
都市開発区域

災安全街区)の整備を推進する。